

## 鹿児島市食育推進ネットワーク規約

### (設置)

第1条 食に関わる各種関係機関及び団体等が、相互の交流等を通じて食育に関する理解を深め、事業や活動に関する情報交換等を通じて各自の食に関する取組みの充実や共同事業の展開等につなげるとともに、鹿児島市（以下「市」という。）と連携・協力した取組みを推進するため、かごしま市食育推進計画（以下「計画」という。）に基づき、鹿児島市食育推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

### (活動)

第2条 ネットワークの活動は次に掲げるとおりとする。

- (1) かごしま市食育推進計画の普及啓発に関すること。
- (2) 会員相互の情報交換及び相互協力等に関すること。
- (3) その他必要な事項

### (会員)

第3条 ネットワークの会員は、ネットワークの趣旨に賛同する食に関わる機関、団体、企業及び市民（市内に居住又は市内に通勤若しくは通学する者）とする。

- 2 登録及び脱退の手続は、別に定める様式を事務局に提出して行うものとする。
- 3 公序良俗に反するなど、ネットワークの運営に支障が生じるおそれがある場合又は宗教活動や政治活動を目的とする場合は、登録を拒否又は削除することができる。
- 4 ネットワークの登録に係る費用及び会費は徴収しない。ただし、ネットワークの活動に係る経費（交通費等）は会員の負担とする。

### (代表)

第4条 ネットワークに代表を置く。代表はネットワークを総括する。

- 2 代表が職務を遂行できないときは、代表があらかじめ指名する者が代表の職務を代理する。

### (会議)

第5条 会員相互の連携、活動等の連絡調整を図るため、ネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。

- 2 会議の開催に当たっては、その都度座長を置く。座長は会議を運営する。
- 3 会議は計画に掲げる食育の5つの目標に基づき、テーマを定めて意見交換等を行うものとする。

### (庶務)

第6条 ネットワークの庶務は、鹿児島市保健所保健政策課において行う。

### (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

付 則

この規約は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

付 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。